

災害時における被災者相談業務の実施に関する  
協定書

和歌山県かつらぎ町

和歌山県司法書士会

## 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と和歌山県司法書士会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する被災者相談業務について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務の円滑かつ適切な実施に資すること、また災害時における住民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

### （要請）

- 第2条 甲は、災害時において被災者相談業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。
- 2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。
- 3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙又は乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

### （要請手続き）

- 第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、第1号様式を用いて書面により行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受け、相談業務を行う場合には、様式第2号を甲に提出するものとする。また、相談業務が終了したときには、様式第3号により、甲に対し業務の報告を行うものとする。

### （被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く住民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

(被災者相談業務の実施)

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
- (2) 相談会場の確保
- (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

(体制整備)

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費は、甲の負担とする。

- 2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害賠償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によ

て損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。  
ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、  
文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年  
間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、  
その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通  
を保有する。

令和4年9月27日

(甲) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町長

中 阪 雅 貝

印

(乙) 和歌山県和歌山市岡山丁24番地

和歌山県司法書士会

会長

阪 本 秀 人

印